

# 技術士及び技術士制度の広報に関する相互協力協定

## (目的)

第1条 公益社団法人日本技術士会（以下「甲」という。）と、赤門技術士会（以下「乙」という。）は、東京大学における技術士及び技術士制度の広報に当たって、相互協力するため本協定を締結する。

## (支援内容)

第2条 甲は、乙の会員による東京大学における技術士及び技術士制度の広報活動に当たって、乙の要請に応じて資料提供及び説明者の派遣等の支援の他、当該広報活動に従事した甲の正会員又は準会員については甲が別に定める基準に基づき交通費（実費相当額）の支給を行う。

## (広報活動)

第3条 乙は、東京大学学生、大学院生、教職員及び卒業生等に対して技術士及び技術士制度の広報機会を設けるべく要請し、広報に当たっては甲の支援の下、誠実に実施するものとする。

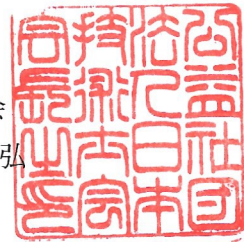
- 2 甲は、甲の会員に対し、乙の活動内容の広報や、乙の入会勧誘活動に協力する。
- 3 乙は、乙の会員に対し、甲の活動内容の広報や、甲の入会勧誘活動に協力する。

## (事務手続)

第4条 乙から甲への支援依頼、交通費の支給等に当たっての事務手続は、別途定める。

2020年9月1日

甲：公益社団法人 日本技術士会  
会 長 寺 井 和 弘



乙：赤門技術士会  
会 長 光 石 衛

